

第3条（サービス利用料）

本契約に基づくサービス利用料は、下記の通りとし、甲は乙の請求に基づき支払うものとする。

1. サービス利用料は採用決定者の想定年収の35%（税別）とする。但し、常勤監査役の紹介サービス利用料は一人当たり200万円（税別）を最低報酬額とし、非常勤監査役、社外取締役（監査等委員を含む）等の紹介サービス利用料は一人当たり100万円（税別）を最低報酬額とする。